

用語解説 第 章～第 章の文中に、*(数字)がある用語について解説したものです。

* 1 病気療養児の訪問教育

病気で入院している児童生徒の学習空白を解消し、学習を保障するとともに、病弱教育の充実を図るため、教員を派遣し原則として週3日、1日2時間の授業を行うものです。原則として1か月以上連続して、県立病弱特別支援学校に隣接する病院以外の埼玉県内の病院に入院する学齢児童生徒で、本人及び保護者が肢体不自由特別支援学校からの訪問教育を希望する者に対して実施する制度です。この病気療養児の訪問教育は、入院中の児童生徒に教育の機会を確保するとともに入院生活に変化を持たせて治療効果の向上に寄与しようとするものです。

参考・引用文献：特別支援教育課ホームページ

* 2 医療的ケア

障害により、口から食物が食べられない場合に鼻などから管をとおして栄養剤を送る経管栄養や、自力ではたんが出せない場合にたんの吸引を行うなどの医療行為のことを医療的ケアといいます。

平成24年4月より一定の研修を受けた介護職員等は一定の条件の下にたんの吸引等の医療的ケアができるようになることを受け、特別支援学校の教員についても、制度上実施することが可能となります。新制度において教員等が特定行為(口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養)を行うに当たっても看護師等の関与が求められます。

参考・引用文献：特別支援教育課ホームページ、23文科初第1344号「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について(通知)」、「特別支援学校等における医療的ケアへの今後の対応について」(平成23年12月9日)特別支援学校等における医療的ケアの実施に関する検討会議

* 3 スクールクラスター

地域内の教育資源(幼、小、中、高等学校及び特別支援学校等、特別支援学級、通級指導教室)それぞれの単体だけでは、そこに住んでいる子供一人一人の教育的ニーズに応えることは難しいことです。こうした域内の教育資源の組合せ(スクールクラスター)により域内のすべての子供一人一人の教育的ニーズに応え、各地域におけるインクルーシブ教育システムを構築することが必要です。交流及び共同学習の推進や特別支援学校のセンター的機能の活用が効果的です。また、特別支援学校は、都道府県教育委員会に設置義務があり、小・中学校は市町村教育委員会に設置義務があることから、両者の連携の円滑化を図るための仕組みを検討していく必要があります。

参考・引用文献：「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」
平成24年7月23日 中央教育審議会初等中等教育分科会

* 4 認知・行動評価表「ほんとうのわたしを見つけてVer.2」

「LD、ADHD、高機能自閉症等が疑われる児童生徒の実態把握に使える」「担任の先生がすぐ使える」「必要な配慮や支援、指導の立案を短時間でできる」などを旨として、埼玉県立総合教育センターが開発したPCで活用できるソフトです。埼玉県立総合教育センターのホームページからダウンロードして利用することができます。専門的な知識がなくても、該当する項目をチェックしていくだけで、当該児童生徒の認知・行動面の特性などがグラフ化され、傾向を把握することができます。ただし、ここでデータ化された「特性」はあくまでも「傾向がある」ということです。LD、ADHD、高機能自閉症等の確定診断や判断は、医師や専門機関に委ねてください。

* 5 WISC - 知能検査

5歳0か月から16歳11か月を対象としたウェクスラー式知能検査の日本国内での最新版です。10の基本検査と5つの補助検査からなる15の下位検査で構成されます。原則的に10の基本検査評価点から、合成得点として全検査IQ(FSIQ)と4つの指標得点「言語理解指標(VCI)」、「知覚推理指標(PRI)」、「ワーキングメモリー指標(WMI)」、「処理速度指標(PSI)」が算出されます。知的レベル、認知の偏り(得意、不得意)を把握することができ、支援を検討する際に有効な資料となります。(所要時間 約60～90分)

参考・引用文献：発達障害基本用語辞典、LD・ADHD等関連用語集

* 6 **KABC - (日本版)**

知的活動を、認知処理尺度として、継次処理尺度(一つ一つの情報が次々と異なる時間系列に載って提示されたときにそれを統合する能力)、同時処理尺度(一度に複数の情報を統合する能力)、計画能力尺度、学習能力尺度の4つを含みます。習得度尺度は、語い、に加えて読み、書き、算数、を含めており、認知能力と学力面を対比して測定できます。検査結果を教育的な働きかけに結び付けて活用することが可能である。適用年齢は2歳6か月～18歳11か月です。(所要時間90～180分) 参考・引用文献:発達障害基本用語辞典、LD・ADHD等関連用語集

* 7 **ITPA言語学習能力診断検査**

情報の受け取り、それを解釈し、他人に伝えるというコミュニケーションに必要な機能を測定します。LD児やことばの発達に遅れがある子供の診断と治療教育に力を発揮します。結果は評価点によるプロフィールと言語学習年齢で表します。適用年齢は3歳0か月～8歳11か月です。(所要時間60分～80分)

参考・引用文献:国立特別支援教育総合研究所ホームページ、LD・ADHD等関連用語集

* 8 **アセスメント**

支援を必要としている児・者の状態像を理解するために、支援を求めている対象がこれからどのようにしたいと思っているのか(主訴)、対象の特性がどのように主訴と関わっているのか等、情報を様々な角度から集め、その結果を総合的に、整理、解釈していく過程です。様々な角度から収集したアセスメントの結果は、特別支援教育を支える個別の教育支援計画や個別の指導計画の策定にも不可欠です。アセスメントを受ける本人や保護者の人権に対する十分な配慮と共に丁寧に説明し、同意を得ることも必要です。

参考・引用参考文献:LD・ADHD等関連用語集

* 9 **塩酸メチルフェニデート**

コンサータといわれる中枢神経刺激剤です。2008年からリタリンに代わって保険適用になりました。神経終末のドーパミン再取り込み部位に結合して脳内のドーパミン濃度を上げます。本剤の投与は、注意欠陥/多動性障害(ADHD)の診断、治療に精通し、薬物依存を含む本剤のリスク等についても十分に管理できる医師・医療機関・管理薬剤師のいる薬局のもとでのみ行うとともに、それら薬局においては、調剤前に当該医師・医療機関を確認した上で調剤を行う必要があります。発達障害の薬物療法で使う薬は、いずれも神経伝達物質の働きを調整する作用があり、向精神薬といわれるものです。

参考・引用文献:LD・ADHD等関連用語集、「塩酸メチルフェニデート製剤の使用にあたっての留意事項について」

(平成19年10月26日付け、厚生労働省医薬食品局総務課長、審査管理課長、安全対策課長、監視指導・麻薬対策課長通知)

* 10 **アトモセチン塩酸塩**

アトモセチン塩酸塩製剤(販売名:ストラテラカプセル5mg、同10mg、同25mg)は、小児期における注意欠陥/多動性障害(AD/HD)の効能・効果を有する医薬品です。日本では平成21年4月に承認されています。18歳未満で本剤により薬物治療を開始した患者において、18歳以降も継続して本剤を投与する場合には、治療上の有益性と危険性を考慮して慎重に投与するとともに、定期的に本剤の有効性及び安全性を評価し、有用性が認められない場合には、投与中止を考慮し、漫然と投与しないこととされています。

参考・引用文献:「アトモセチン塩酸製剤の小児期AD/HD患者の成人期への継続使用に関する添付文書の改訂について」

(平成22年6月14日付け、厚生労働省医薬食品局審査管理課長 通知)

* 11 **サポート手帳**

乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援のために、埼玉県が作成したファイル形式の冊子です。「サポート手帳」は、「相談支援ファイル」と「サポートカード」から構成されています。「相談支援ファイル」は、乳幼児期から成人期までのライフステージを通じて、医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関において、支援内容等の情報が共有され、一貫して使用できる手帳です。どのライフステージからでも、活用し始めることができます。「サポートカード」は、医療機関への受診の際など、様々な生活場面で自らの障害特性を簡潔に、適切に説明できるようにすることを目的として作成されたカードです。保護者や本人が、プロフィールや関係機関からの支援状況等を「サポート手帳」に記録し、必要に応じて、関係機関に提示することによって、相互に共通認識を深めることができます。各市町村の障害福祉担当窓口などで配布しています。「相談支援ファイル」は、埼玉県福祉部障害者福祉政策課のホームページからダウンロードできます。

参考・引用文献:埼玉県ホームページ「ライフステージ別の支援について」